

海外旅行会社へのセールス活動支援事業にかかる仕様書

1 事業名

海外旅行会社へのセールス活動支援事業

2 事業目的

海外からの県内入込者数が増加し、観光事業者のインバウンドに期待する声が高まっている。一方、海外旅行会社と県内事業者の結びつきが弱く、さらにインバウンドを増やしていくためには、事業者が海外に出向き現地旅行会社と直接商談する必要がある。

今後、インバウンド誘客に積極的な事業者の成功事例をつくり、県内事業者へその成功事例を横展開していくため、本県への来訪がより多く期待される①台湾・香港 と ②オーストラリアにおいて、官民一体となって海外旅行会社へのセールス活動を行う。

3 委託期間

契約日から令和9年3月12日（金）まで

4 事業内容

(1) 県および県内事業者による海外旅行会社へのセールス活動

(ア) 参加事業者の選定

- ・海外旅行会社へのセールス活動に参加する県内事業者を選定すること。
- ・海外へのセールス活動の参加事業者の選定数については、
①台湾・香港 と ②オーストラリア それぞれおよそ10社を上限とする。
- ・参加事業者の種別（宿泊施設、交通・観光事業者、県内DMO等を想定）は問わないが、インバウンド誘客に積極的な宿泊施設をそれぞれの対象国において可能な限り多く含めること。
- ・選定は公募によるものとし、方法は問わないが広く周知を行うこと。希望する事業者が上限数に満たない場合は、個別に声かけをするなど工夫を行うこと。
- ・公募の実施にあたっては、県内事業者の選定基準を設け、候補事業者の選定を行うこと。ただし、選定基準や最終的な参加事業者は、県と相談の上で決定することとする。
- ・なお、県内事業者の応募にあたっては、インバウンド誘客の取組み状況や令和9年度以降のセールス活動計画・目標等を提出することを条件に含め、選定にあたっての判断材料とすること。

(イ) 海外旅行会社へのセールス活動

<共通事項>

- ・(ア) で選定された県内事業者および県職員を帯同し、海外旅行会社へのセールス活動を年度内に上記①、②それぞれ1回ずつ行うこと。福井から添乗を行うこと。
- ・1回の渡航につき現地旅行会社10社程度にセールス活動を行うこととするが、参加事業者に応じた営業活動時間の調整等、セールス行程を設定する上で成約につなげやすい訪問社数があればこの限りでない。
- ・セールス活動の実施にあたっては、県の営業代行や、訪問先の旅行会社が普段から取り引きしている国内のランドオペレーターと連携することとし、旅行商品造成や送客

の実現性を高めるための手法を企画提案書に記載すること。

- ・現地旅行会社へのセールス活動を行う前に、参加事業者に対して売込み方のコツや提案資料作成等のアドバイスを行うこと。なお、参加事業者からセールス活動に関する質問があった場合は受託事業者が適宜対応することとし、必要に応じて県に相談すること。
- ・県職員の国内移動費（福井～空港）、航空券代、現地宿泊費（朝食付）、Wi-Fi レンタル費は本事業費に含めること。

<①台湾・香港について>

- ・県職員2名が帯同し、台湾3泊4日・香港2泊3日の連続で渡航することとする。
- ・訪問日程は県と相談の上、決定することとする。（県が9月に開催する商談会、または11月に開催される台湾国際旅行博の前後での実施を想定）
- ・訪問先旅行会社の選定にあたっては、県の営業代行（台湾：向日遊顧問有限公司 香港：株式会社 Luc JAPAN）と連携し、福井県への送客が期待される旅行会社を選定すること。アポイント調整やスケジュール作成は県の営業代行が行い、参加事業者への周知は受託事業者が行う。県の営業代行と適切に連携し、訪問する旅行会社の得意とする顧客や対応予定者の所属・担当業務、求めている情報などを事前に把握し、参加事業者へ周知すること。
- ・参加事業者および県職員の現地移動（空港からの送迎も含む）について、県が別途発注する「県および県内事業者による海外セールス活動の移動手配業務（仮称）」の受注者と十分に連携し、選定された県内事業者および県職員が支障なく海外での営業活動が行えるよう調整すること。
- ・添乗員を1名以上つけること。通訳者は県の営業代行が手配する。
- ・セールス活動後には、事業者へのフォローアップを行い、各事業者の商談結果等を取りまとめて県に報告すること。

<②オーストラリアについて>

- ・県職員3名が帯同し、4泊6日で渡航することとする。
- ・訪問日程は県と相談の上、決定することとする。（現時点では10月を想定）
- ・訪問先旅行会社の選定にあたっては、福井県への送客が期待される旅行会社を選定することとし、その選定手法についても提案を行うこと。アポイント調整やスケジュール作成、参加事業者への周知は全て受託事業者が行うほか、訪問する旅行会社の得意とする顧客や対応予定者の所属・担当業務、求めている情報などを事前に把握し、参加事業者へ周知すること。
- ・参加事業者および県職員の現地移動にかかる全ての費用（空港からの送迎も含む）は本事業費に含め、専用車両で移動を行うこと。
- ・添乗員および通訳者を各1名以上つけること。添乗員が通訳もできる場合は、添乗と通訳を兼ねることも可とする。
- ・セールス活動後には、事業者および訪問した海外旅行会社へのフォローアップを行い、福井県を含む旅行商品の造成状況や各事業者の商談結果等を取りまとめて県に報告すること。

(2) 県内事業者の独自活動に対する支援

- ・(1)(ア)で選定された県内事業者が(イ)に掲げる海外旅行会社との商談を有利に進めるために行う独自活動に対する助成金の支給事務を行うこと。助成金事務局業務は、申請・実績報告の受付、確認、支給、問合せ対応、周知案内等の一連の業務を委託する。

①対象事業者

- (1)(ア)で選定された県内事業者

②支給額

上限額100万円/1社、支給割合1/2とし、予算の範囲内で支援する。

※セールス活動支援対象事業者の訪問国数にかかわらず、上限額は1社あたり100万円とする。

③対象経費

- ・多言語で自社施設を紹介するプロモーションツール(動画・パンフレット等)の制作費
- ・海外旅行会社のホームページ等に、自社施設の紹介や旅行商品を集める記事の掲載費
- ・その他、海外旅行会社との商談を有利に進めるため、必要となる経費

※対象となる経費は適宜県と相談の上で決定すること。なお、本事業のセールス活動に伴う旅費は支給対象に含まない。

④募集期間

県内事業者の選定後から令和9年1月中旬まで申請受付、令和9年2月中旬まで事業者からの実績報告を受付、令和9年3月12日(金)までに審査・支給を終え報告完了すること。

※募集期間は支援対象となる事業者の意向も踏まえた上で、協議により調整する。

⑤申請方法

支援対象となる県内事業者から受託事業者へ申請書を提出すること。

⑥事務局体制の構築

- ・業務の実施にあたって、事務局となる場所、人員、設備、備品等を確保し、受託者および県が執行管理できる事務局体制を構築すること。
- ・助成対象となる事業者から問い合わせがあった場合、速やかに対応できる体制とすること。対応期間は、委託期間満了日までの平日9時から17時までとする。
- ・個人情報流出することがないように十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ体制を構築すること。
- ・事務局には、原則、業務責任者(県との連絡責任者を兼ねる)1名を置くとともに、情報セキュリティ責任者1名(兼務可)を配置すること。責任者が不在の場合は代理を立て、業務に支障がないようにすること。
- ・本業務専用の口座を開設するなど、助成金の給付がすべて完了するまで適切に管理すること。
- ・口座の出納状況および残高等は、適宜報告が可能な状態にすること。

⑦申請書および実績報告書の受付・審査等

- ・提出先は、受託者が開設する事務局とし、電子メールおよび郵送の両方を受け付けること。
- ・受付簿を作成し、県に求めに応じて申請状況を報告すること。
- ・県が作成する別紙「海外旅行会社へのセールス活動支援事業 助成金交付要項」を参照し、適正に内容および添付書類の確認・審査を行うこと。

- ・申請書および実績報告書に記入されている事項や添付書類に不備・疑義がある場合には、申請者および実績報告者に対して電話等での問い合わせや修正、提出の依頼など必要な対応を行うこと。
- ・申請および実績報告の内容に不備がない場合の受付から審査完了までの標準処理期間（概ね一週間程度を想定）を県と協議の上で定め、期間内に審査を終えるよう努め、審査結果の承認を県へ求めること。

ア 申請や実績報告の内容に係る確認

- i 本事業の助成金対象経費に明らかに該当しない事業内容は除外すること。
- ii 申請や実績報告の内容について、判断に迷う案件は県に相談すること。
- iii 県が受託者の確認結果を最終的に審査の上、支給を決定し、受託者に審査結果を知らせるものとする。
- vii その他、県が定める助成金交付要項に基づき業務を適切に執行すること。

イ 審査結果の通知

審査が完了した場合は、速やかに審査結果を申請者や実績報告者あて通知し、不支給の場合には理由を付して通知すること。また、取り下げの場合には、申請書や実績報告書一式を提出者あて返送すること。

⑧助成金の支給

- ・⑦イの実績報告にかかる審査結果の通知後に、速やかに助成金の支給を行うこと。
- ・支給件数を集計し、県の求めに応じて報告すること。
- ・助成金の支給にかかる振込手数料は受託事業者の負担とする。

⑨支援対象事業者への案内

- ・支援対象となる事業者に対して、助成金に係る案内を適切に行い、助成金の活用有無の意向確認を行うこと。なお、助成金の活用有無は支援対象となる各事業者の判断とする。

5 実績報告書の提出

業務終了後、速やかに実績報告書を電子データで提出すること。実績報告書には下記内容を必ず含めることとする。また、助成金事務に係る原資の支給や、振込手数料支払いの結果報告書についても、実績報告書とあわせて提出の上、これら資金の精算を行うこと。

- ・支援対象となった県内事業者の選定概要
- ・海外旅行会社へのセールス活動の実施概要
- ・セールス活動を行った各事業者の商談結果、セールス活動後の状況等
- ・独自活動事業費の支援内容、金額等
- ・その他、県が必要と認めるもの

6 守秘義務および個人情報の取扱い

- ・本業務の実施にて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ・再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

7 その他留意事項等

- ・本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、福井県と十分な調整を行うこと。
- ・本業務を遂行するため、福井県は受託者に対して、業務の進捗状況の報告を求めることが

できる。

- ・成果品一式の著作権および所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、福井県に帰属するものとする。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ、定めるものとする。